

公立大学法人大阪職務限定職員給与規程

制 定 令和 3. 5. 31 規程 146

最近改正 令和 6. 12. 24 規程 265

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人大阪職務限定職員就業規則（以下「職務限定職員就業規則」という。）第 45 条及び公立大学法人大阪有期職務限定職員就業規則（以下「有期職務限定職員就業規則」という。）第 11 条の規定により準用される職務限定職員就業規則第 45 条の規定に基づき、職務限定職員（公立大学法人大阪教職員就業規則第 3 条第 3 項第 1 号に規定する職務限定職員をいう。以下同じ。）の給与に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事務職員 職務限定職員のうち、法人・大学・病院運営に関わる事務に従事する者
- (2) 司書 職務限定職員のうち、司書及び図書館運営に係る業務に従事する者
- (3) 病院事務職員 職務限定職員のうち、医療事務、診療情報管理又は健診事務その他の病院運営に特有の事務に従事する者
- (4) 医療事務 A 病院事務職員のうち、高度の専門的知識又は経験に基づく診療報酬請求にかかる事務及び医療事務 B その他の職員への指導業務に従事する者
- (5) 医療事務 B 病院事務職員のうち、専門的知識又は経験に基づく入院算定等の業務に従事する者
- (6) ドクターズアシスタント A 病院事務職員のうち、病棟又は外来におけるドクターズアシスタントリーダー業務に従事する者
- (7) ドクターズアシスタント B 病院事務職員のうち、病棟又は外来におけるドクターズアシスタント業務に従事する者
- (8) 診療情報管理 病院事務職員のうち、診療情報管理士の資格に基づく診療情報管理業務又は医事業務に従事する者
- (9) 健診事務 病院事務職員のうち、MedCity21 における健診事務に従事する者

(給与の種類)

第 3 条 職務限定職員の給与は、給料、時間外勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、入試手当、期末手当及び勤勉手当とする。

第2章 給料の支給基準

(給料)

第4条 職務限定職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

2 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 事務職員等給料表（別表第1）
- (2) 医療事務給料表（別表第2）
- (3) ドクターズアシスタント等給料表（別表第3）
- (4) 診療情報管理士給料表（別表第4）

3 新たに採用された職務限定職員の給料の号給は、1号給とする。

(給料支給の始期及び終期)

第5条 職務限定職員の給料支給の始期及び終期については、公立大学法人大阪教職員給与規程（以下「教職員給与規程」という。）第10条の規定を準用する。

(給料の日割計算)

第6条 給料の日割計算については、教職員給与規程第11条の規定を準用する。

第3章 昇格及び昇給

(昇格)

第7条 職務限定職員は、昇格しない。

2 前項の規定にかかわらず、職務限定職員のうち医療事務及びドクターズアシスタントは、昇格することがある。

(昇格の場合の号給)

第7条の2 前条第2項の規定により、職務限定職員を昇格させた場合におけるその者が当該昇格後に受ける号給は、昇格後の職務の級の1号給とする。

(降格の場合の号給)

第7条の3 職務限定職員を降格させた場合におけるその者の号給は、当該降格の前の期間における当該降格後の職務の級を受けていた期間の末日に受けていた号給を基礎として同日から当該降格の前日まで当該降格後の職務の級を受けていたものとみなし、当該降格までの期間における勤務成績を考慮して、順次昇給させた場合に得られる号給とする。

(降格した職務限定職員を最初に昇格させる場合)

第7条の4 降格した職務限定職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者が当該昇格後に受ける号給は、第7条の2の規定にかかわらず、その者が当該昇格の日の前日の職務の級に降格する日の前日に受けていた職務の級及び号給とする。

(昇給)

第8条 職務限定職員の昇給は、次条から第16条までの定めによるものとする。

(昇給の時期)

第9条 職務限定職員の昇給の時期は、1月1日（以下「昇給日」という。）とする。

(勤務成績の区分による昇給の号給数)

第10条 職務限定職員の昇給の号給数は、昇給させる年度の前年度の初日から末日までの期間における勤務成績の評価に応じ、それぞれ次の各号に定める号給数とする。

- (1) 勤務成績が優秀である者 4号給
- (2) 勤務成績が良好である者 2号給
- (3) 勤務成績がやや良好でない者 1号給
- (4) 勤務成績が良好でない者 0号給

2 職務限定職員の総数に占める前項第1号の規定の適用を受ける職務限定職員の数の割合は、100分の30を超えてはならない。

(勤怠による昇給の号給数の調整)

第11条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職務限定職員の昇給の号給数は、同条の規定により算定された昇給の号給数に相当する数から当該各号に定める号給数を減じて得た数（その数が0以下になる場合にあつては、0）とする。

- (1) 休職等の事由により、昇給日の13月前の日から昇給日の2月前の日の属する月の末日までの期間（当該期間の中途において新たに職務限定職員となった者にあつては、新たに職務限定職員となった日から昇給日の2月前の日の属する月の末日までの期間。以下「勤怠調査期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職務限定職員 1号給
- (2) 休職等の事由によって、勤怠調査期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職務限定職員 2号給
- (3) 勤怠調査期間において、欠勤が1日以上ある職務限定職員 1号給
- (4) 勤怠調査期間において、欠勤が3日以上ある職務限定職員 2号給

2 前項第1号及び第2号の休職等の事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 職務限定職員就業規則第11条第1項の規定による休職（同項第4号の規定による休職のうち、業務上の災害又は通勤上の災害によると認められるものを除く。）
- (2) 職務限定職員就業規則第35条の規定による業務傷病休業及び通勤傷病休業（以下「業務傷病休業等」という。）
- (3) 職務限定職員就業規則第41条第3号の規定による停職（以下「停職」という。）
- (4) 職務限定職員就業規則第50条の規定による就業の禁止により与えられた病気休暇
- (5) 職務限定職員就業規則第37条の規定により準用される公立大学法人大阪教職員の自己啓発等休業に関する規程の規定による自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）
- (6) 職務限定職員勤務時間等規程第18条の規定により準用される教職員勤務時間等規

程第 31 条の規定による病気休暇（1 日単位のものに限り、第 4 号に該当するものを除く。）

(7) 欠勤（1 日単位のものに限る。）

(8) 職務限定職員勤務時間等規程第 19 条の規定により準用される教職員勤務時間等規程第 33 条第 2 項第 1 号の規定により理事長の承認を得て勤務しない日（1 日単位のものに限る。）

（懲戒処分等による昇給の号給数の調整）

第 12 条 前 2 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職務限定職員の昇給の号給数は、これらの規定により算定された昇給の号給数から当該各号に定める数を減じて得た数（その数が 0 以下になる場合にあつては、0 とする。）とする。

(1) 昇給日前 1 年間（当該期間の中途において新たに職務限定職員となった者にあつては、新たに職務限定職員となった日から昇給日の前日までの期間。以下「懲戒処分等調査期間」という。）において、職務限定職員就業規則第 41 条第 1 号に掲げる戒告の処分を受けた職務限定職員 2 号給

(2) 懲戒処分等調査期間において、職務限定職員就業規則第 41 条第 2 号に掲げる減給の処分を受けた職務限定職員 3 号給

(3) 懲戒処分等調査期間において、停職の処分を受けた職務限定職員 4 号給

(4) 懲戒処分等調査期間において、職務限定職員就業規則第 43 条に規定する文書による訓告を受けた職務限定職員 1 号給

2 前年の昇給において本条の規定の適用を受けた者のうち、前回勤怠調整後昇給号数（前年の昇給において前 2 条の規定により算定された昇給の号給数をいう。）から前回懲戒処分等減号数（前年の昇給において本条の規定により減じられることとなる号給数をいう。）を減じた数が 0 を下回っていた者の当年の昇給の号給数は、当年の昇給において前 2 条及び前項の規定により算定される昇給の号給数から当該下回っていた数を減じて得た数（その数が 0 以下になる場合にあつては、0 とする。）とする。

（年齢による昇給の号給数の抑制）

第 13 条 前 3 条の規定にかかわらず、昇給させる年度に属するいずれかの日に 56 歳以上となる職務限定職員の昇給の号給数は、これらの規定により算定された昇給の号給数を 2 で除して得た数（1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数とする。）とする。

（勤務期間に応じた昇給の号給数）

第 14 条 前 4 条の規定にかかわらず、前年の昇給日後に新たに職務限定職員となった者の昇給の号給数は、これらの規定により算定された昇給の号給数に、新たに職務限定職員となった日から昇給日の前日までの期間の月数（1 月未満の端数があるときは、これを 1 月とする。）を 12 月で除した数を乗じて得た数（1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）とする。

（昇給しない職務限定職員）

第 15 条 前 5 条の規定による号給数が 0 となる職務限定職員は昇給しない。

(最高号給を超える場合の号給)

第 16 条 第 10 条から第 14 条までの規定にかかわらず、これらの規定により算定された号給が、昇給日に最高の号給を超える場合は、最高の号給をもって昇給後の号給とする。

第 4 章 諸手当の支給基準

(時間外勤務手当)

第 17 条 職務限定職員の時間外勤務手当の支給については、教職員給与規程第 29 条の規定を準用する。

(夜間勤務手当)

第 18 条 職務限定職員の夜間勤務手当の支給については、教職員給与規程第 30 条の規定を準用する。

(時間外勤務手当等の計算の基礎となる勤務 1 時間当たりの給与額)

第 19 条 職務限定職員の時間外勤務手当等の計算の基礎となる勤務 1 時間当たりの給与額の計算については、教職員給与規程第 32 条の規定を準用する。

(時間外勤務手当等の計算)

第 20 条 職務限定職員の時間外勤務手当等の計算については、教職員給与規程第 33 条の規定を準用する。

(通勤手当)

第 21 条 職務限定職員の通勤手当の支給については、教職員給与規程第 24 条の規定を準用する。

(入試手当)

第 21 条の 2 職務限定職員の入試手当については、公立大学法人大阪教職員特殊勤務手当規程第 13 条の規定を準用する。

第 5 章 期末手当及び勤勉手当

(期末手当及び勤勉手当)

第 22 条 6 月 1 日又は 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する教職員には、公立大学法人大阪職務限定職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（以下「職務限定職員期末手当規程」という。）に定めるところにより、期末手当及び勤勉手当を支給する。これらの基準日前 1 月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職務限定職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

第 6 章 休職者等の給与

(休職者等の給与)

第 23 条 職務限定職員の休職者等の給与の支給については、教職員給与規程第 5 章の規定

を準用する。

第7章 給与の減額

(給与の減額)

第24条 職務限定職員の給与の減額については、教職員給与規程第45条から第47条までの規定を準用する。

第8章 給与の計算期間、支払日及び支払方法

(給与の支払方法等)

第25条 職務限定職員の給与の支払方法等については、教職員給与規程第7章の規定を準用する。

第9章 再雇用職務限定職員の給与

(再雇用職務限定職員の給与)

第26条 次条に定義する再雇用職務限定職員の給与について、本章に定めのある事項はその定めによるものとする。

2 再雇用職務限定職員の給与は、給料、時間外勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(定義)

第27条 再雇用職務限定職員とは、公立大学法人大阪職務限定職員の再雇用に関する規程（以下「職務限定職員再雇用規程」という。）の適用を受ける者をいい、この規程における次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) フルタイム再雇用職務限定職員 職務限定職員再雇用規程第2条第2項に規定する1週間の所定勤務時間が38時間45分である者をいう。

(2) パートタイム再雇用職務限定職員 職務限定職員再雇用規程第2条第3項に規定する1週間の所定勤務時間が37時間30分を超えない者をいう。

(給料)

第28条 再雇用職務限定職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その職務と責任に応じて、給料を支給する。

2 新たに再雇用職務限定職員となった者の給料月額は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるところによる。

(1) フルタイム再雇用職務限定職員 その者が占める職務に適用される給料表の1号給の金額

(2) パートタイム再雇用職務限定職員 前号の金額に次の計算式によって得られる率を乗じて得られる金額（1円未満の端数は切り捨てる。）

1週当たりの所定勤務時間

(昇給)

第29条 再雇用職務限定職員は、昇給しない。

(通勤手当及び時間外勤務手当)

第30条 再雇用職務限定職員の通勤手当及び時間外勤務手当の支給については、教職員給与規程第61条及び第62条の規定を準用する。

第10章 雑則

(給与を受ける権利の処分禁止等)

第31条 職務限定職員の給与を受ける権利の処分禁止等については、教職員給与規程第9章の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年6月1日から施行する。

(用語の定義)

2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧府大法人給与規程 (旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程をいう。
- (2) 旧市大法人給与規程 (旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程をいう。
- (3) 非常勤教職員等 大阪府立大学非常勤教職員等就業規則の適用を受ける者をいう。
- (4) 無期雇用教職員等 大阪府立大学無期雇用教職員等就業規則の適用を受ける者をいう。
- (5) 特定職員 この規程の施行の日の前日に大阪市立大学特定職員就業規則の適用を受けていた者をいう。
- (6) 特定有期雇用教職員 大阪市立大学特定有期雇用教職員就業規則の適用を受ける者をいう。
- (7) 短時間勤務教職員 大阪市立大学短時間勤務教職員就業規則の適用を受ける者をいう。
- (8) 府大区分職務限定職員 この規程が適用される職務限定職員のうち、非常勤教職員等及び無期雇用教職員等から引き続いて職務限定職員となった者並びに本法人の採用の日に中百舌鳥事業場、羽曳野事業場及びりんくう事業場で勤務する者(第15号の職員を除く。)をいう。
- (9) 市大区分職務限定職員 この規程が適用される職務限定職員のうち、特定職員、特定有期雇用教職員及び短時間勤務教職員から引き続いて職務限定職員となった者並びに本法人の採用の日に杉本地区事業場、阿倍野地区(医学部)事業場、阿倍野地区(医学部附属病院)事業場、阿倍野地区(MedCity21)事業場及び私市地区事業場で勤務す

る者（第 16 号の職員を除く。）をいう。

- (10) 本部職務限定職員 この規程が適用される職務限定職員で、本法人の採用の日に本部事業場で勤務（採用の日に法人事務局にて勤務していた者含む）する者（第 8 号、第 9 号、第 15 号及び第 16 号の職員を除く。）をいう。
- (11) 府大承継教職員 公立大学法人大阪教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（以下「教職員期末勤勉手当規程」という。）附則第 2 項第 14 号に規定する府大承継教職員をいう。
- (12) 市大承継教職員 教職員期末勤勉手当規程附則第 2 項第 15 号に規定する市大承継教職員をいう。
- (13) 府大区分教職員 教職員期末勤勉手当規程附則第 2 項第 16 号に規定する府大区分教職員をいう。
- (14) 市大区分教職員 教職員期末勤勉手当規程附則第 2 項第 17 号に規定する市大区分教職員をいう。

- (17) 再雇用職員 公立大学法人大阪職員の再雇用に関する規程（以下「再雇用規程」という。）第 2 条第 1 項に定める再雇用職員をいう。
- (18) フルタイム再雇用職員 再雇用規程第 2 条第 2 項に定めるフルタイム再雇用職員をいう。
- (19) パートタイム再雇用職員 再雇用規程第 2 条第 3 項に定めるパートタイム再雇用職員をいう。

（特定職員から引き続いて市大区分職務限定職員となった者の給料）

- 5 第 4 条第 3 項の規定にかかわらず、特定職員から引き続いて市大区分職務限定職員となった者（以下「特定市大区分職務限定職員」という。）の給料の号給は、市大区分職務限定職員となる直前に特定職員として受けていた給料の号給と同じ号給とする。

（令和 4 年 1 月 1 日の昇給にかかる取扱い）

- 6 特定市大区分職務限定職員の令和 4 年 1 月 1 日の昇給にかかる第 11 条第 1 項第 1 号に定める勤怠調査期間、第 12 条第 1 項第 1 号に定める懲戒処分等調査期間及び第 14 条に定める新たに職務限定職員となった日から昇給日の前日までの期間については、これらの規定にかかわらず、職務限定職員の前に引き続く特定職員の期間を職務限定職員の期間に通算する。
- 7 府大区分職務限定職員、市大区分職務限定職員及び本部職務限定職員の令和 4 年 1 月 1 日の昇給にかかる休職等の事由は、第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

- (1) 府大区分職務限定職員

| 期間 | 休職等の事由 |
|----|--------|
|----|--------|

| | |
|---------------|---|
| 令和3年6月1日以降の期間 | (旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員の初任給、昇格・昇給等に関する規程第17条第3項各号に掲げる事由以外の勤務していない事由 |
|---------------|---|

(2) 市大区分職務限定職員及び本部職務限定職員

| | |
|----------------|---|
| 期間 | 休職等の事由 |
| 令和3年5月31日までの期間 | 特定職員給与規程第10条第2項各号に掲げる事由 |
| 令和3年6月1日以降の期間 | (旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程第29条第2項各号に掲げる事由 |

8 特定市大区分職務限定職員の令和4年1月1日の昇給における第10条第1項の規定の適用については、同項中「昇給させる年度の前年度の初日から末日までの期間における勤務成績の評価」とあるのは、「昇給させる年度の前年度の初日から末日までの期間における特定職員としての勤務成績の評価」とする。

9 特定市大区分職務限定職員の令和4年1月1日の昇給にかかる第12条第2項の規定の適用については、令和3年1月1日の昇給をこの規程の規定による昇給とみなす。

10 特定市大区分職務限定職員の令和4年1月1日における昇給にかかる第11条第1項第3号及び第4号の適用については、特定職員給与規程第10条第3項及び第4項の規定を準用する。

(令和5年1月1日の昇給の勤怠調査期間にかかる休職等の事由)

11 令和5年1月1日の昇給の勤怠調査期間のうち、令和4年3月31日までの間の次の表の府大区分職務限定職員の欄から市大区分職務限定職員の欄までに掲げる休職等の事由により勤務しなかった日は、対応する事由欄に掲げる休職等の事由により勤務しなかった日とみなす。

| 府大区分職務限定職員 | 市大区分職務限定職員及び本部職務限定職員 | 対応する事由 |
|---|--|------------------|
| 職務限定職員就業規則附則第6項第1号の規定により準用される旧府大法人就業規則第15条第1項の規定による休職（同項第4号の規定による休職のうち、業務上の災害又は通勤上の災害 | 職務限定職員就業規則附則第6項第2号の規定により準用される旧市大法人就業規則第19条第1項の規定による休職（同項第4号の規定による休職のうち、業務上の災害又は通勤上の災害によるものを除 | 第11条第2項第1号に掲げる事由 |

| | | |
|---|--|------------------|
| によるものを除く。) | く。) | |
| — | 職務限定職員就業規則附則第6項第2号の規定により準用される旧市大法人就業規則第58条第1項の規定による就業の禁止（以下「就業の禁止という。」により与えられた病気休暇 | 第11条第2項第4号に掲げる事由 |
| — | 職務限定職員就業規則附則第6項第2号の規定により準用される旧市大法人自己啓発等休業規程の規定による自己啓発等休業 | 第11条第2項第5号に掲げる事由 |
| 職務限定職員勤務時間等規程附則第3項第1号の規定により準用される旧府大法人勤務時間等規程第19条の規定による病気休暇（1日単位で取得したものに限り、業務上又は通勤上の負傷又は疾病によるものを除く。） | 職務限定職員勤務時間等規程附則第3項第2号の規定により準用される旧市大法人勤務時間等規程第28条の規定による病気休暇（就業の禁止及び勤務停止により与えられた病気休暇を除く。） | 第11条第2項第6号に掲げる事由 |
| — | 職務限定職員勤務時間等規程附則第3項第2号の規定により準用される旧市大法人勤務時間等規程第19条第2項第1号の規定により理事長の承認を得て勤務しない日（1日単位のものに限る。） | 第11条第2項第8号に掲げる事由 |

(60歳を超える職務限定職員の給料に関する特例)

12 当分の間、職務限定職員の給料月額、当該職務限定職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職務限定職員の受ける給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）

とする。

13 前項の規定にかかわらず、前項の規定による特定日以後の給料月額が当該職務限定職員の属する職務の級の1号給の給料月額に達しないこととなる職務限定職員の特定日以後の給料月額は、当該職務限定職員の属する職務の級の1号給の給料月額とする。

14 前2項の規定は、有期職務限定職員には適用しない。

附 則（令和4.3.31 規程 405）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5.3.31 規程 125）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5.4.28 規程 154）

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

附 則（令和6.3.18 規程 24）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6.12.24 規程 265）

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

別表第1
事務職員等給料表

| 号給 | 月額 |
|----|---------|
| 1 | 215,600 |
| 2 | 216,400 |
| 3 | 217,200 |
| 4 | 218,000 |
| 5 | 218,800 |
| 6 | 219,600 |
| 7 | 220,400 |
| 8 | 221,200 |
| 9 | 222,000 |
| 10 | 222,800 |
| 11 | 223,600 |
| 12 | 224,400 |
| 13 | 225,200 |
| 14 | 226,000 |
| 15 | 226,800 |
| 16 | 227,600 |
| 17 | 228,400 |

| | |
|----|----------|
| 18 | 229, 200 |
| 19 | 230, 000 |
| 20 | 230, 700 |
| 21 | 231, 400 |
| 22 | 232, 100 |
| 23 | 232, 800 |
| 24 | 233, 500 |
| 25 | 234, 200 |
| 26 | 234, 900 |
| 27 | 235, 600 |
| 28 | 236, 300 |
| 29 | 237, 000 |
| 30 | 237, 700 |
| 31 | 238, 400 |
| 32 | 239, 100 |
| 33 | 239, 800 |
| 34 | 240, 500 |
| 35 | 241, 200 |
| 36 | 241, 900 |
| 37 | 242, 600 |
| 38 | 243, 300 |
| 39 | 244, 000 |
| 40 | 244, 600 |
| 41 | 245, 200 |
| 42 | 245, 800 |
| 43 | 246, 400 |
| 44 | 247, 000 |
| 45 | 247, 600 |
| 46 | 248, 200 |
| 47 | 248, 800 |
| 48 | 249, 400 |
| 49 | 250, 000 |
| 50 | 250, 600 |
| 51 | 251, 200 |
| 52 | 251, 800 |

| | |
|----|---------|
| 53 | 252,400 |
| 54 | 253,000 |
| 55 | 253,600 |
| 56 | 254,200 |
| 57 | 254,800 |
| 58 | 255,400 |
| 59 | 256,000 |

備考：この表は、事務職員及び司書に適用する。

別表第2

医療事務給料表

| 号給 | 1 級 | 2 級 |
|----|---------|---------|
| 1 | 190,000 | 230,000 |
| 2 | 190,700 | 230,800 |
| 3 | 191,400 | 231,600 |
| 4 | 192,100 | 232,400 |
| 5 | 192,800 | 233,200 |
| 6 | 193,500 | 234,000 |
| 7 | 194,200 | 234,800 |
| 8 | 194,900 | 235,600 |
| 9 | 195,600 | 236,400 |
| 10 | 196,300 | 237,200 |
| 11 | 197,000 | 238,000 |
| 12 | 197,700 | 238,800 |
| 13 | 198,400 | 239,600 |
| 14 | 199,100 | 240,400 |
| 15 | 199,800 | 241,200 |
| 16 | 200,500 | 242,000 |
| 17 | 201,200 | 242,800 |
| 18 | 201,900 | 243,600 |
| 19 | 202,600 | 244,400 |
| 20 | 203,200 | 245,100 |
| 21 | 203,800 | 245,800 |
| 22 | 204,400 | 246,500 |
| 23 | 205,000 | 247,200 |

| | | |
|----|---------|---------|
| 24 | 205,600 | 247,900 |
| 25 | 206,200 | 248,600 |
| 26 | 206,800 | 249,300 |
| 27 | 207,400 | 250,000 |
| 28 | 208,000 | 250,700 |
| 29 | 208,600 | 251,400 |
| 30 | 209,200 | 252,100 |
| 31 | 209,800 | 252,800 |
| 32 | 210,400 | 253,500 |
| 33 | 211,000 | 254,200 |
| 34 | 211,600 | 254,900 |
| 35 | 212,200 | 255,600 |
| 36 | 212,800 | 256,300 |
| 37 | 213,400 | 257,000 |
| 38 | 214,000 | 257,700 |
| 39 | 214,600 | 258,400 |
| 40 | 215,200 | 259,100 |
| 41 | 215,800 | 259,800 |

備考

- (1) この表は、医療事務A及び医療事務Bに適用する。
- (2) 医療事務の職務の分類の基準となるべき、各職務の級における標準的な職務の内容は、下表に定めるとおりとする。

| 職務の区分 | 標準的な職務の内容 |
|-------|-----------|
| 1級 | 医療事務Bの職務 |
| 2級 | 医療事務Aの職務 |

別表第3

ドクターズアシスタント等給料表

| 号給 | 1級 | 2級 |
|----|---------|---------|
| 1 | 190,000 | 225,000 |
| 2 | 190,700 | 225,700 |
| 3 | 191,400 | 226,400 |
| 4 | 192,100 | 227,100 |
| 5 | 192,800 | 227,800 |
| 6 | 193,500 | 228,500 |

| | | |
|----|---------|---------|
| 7 | 194,200 | 229,200 |
| 8 | 194,900 | 229,900 |
| 9 | 195,600 | 230,600 |
| 10 | 196,300 | 231,300 |
| 11 | 197,000 | 232,000 |
| 12 | 197,700 | 232,700 |
| 13 | 198,400 | 233,400 |
| 14 | 199,100 | 234,100 |
| 15 | 199,800 | 234,800 |
| 16 | 200,500 | 235,500 |
| 17 | 201,200 | 236,200 |
| 18 | 201,900 | 236,900 |
| 19 | 202,600 | 237,600 |
| 20 | 203,200 | 238,200 |
| 21 | 203,800 | 238,800 |
| 22 | 204,400 | 239,400 |
| 23 | 205,000 | 240,000 |
| 24 | 205,600 | 240,600 |
| 25 | 206,200 | 241,200 |
| 26 | 206,800 | 241,800 |
| 27 | 207,400 | 242,400 |
| 28 | 208,000 | 243,000 |
| 29 | 208,600 | 243,600 |
| 30 | 209,200 | 244,200 |
| 31 | 209,800 | 244,800 |
| 32 | 210,400 | 245,400 |
| 33 | 211,000 | 246,000 |
| 34 | 211,600 | 246,600 |
| 35 | 212,200 | 247,200 |
| 36 | 212,800 | 247,800 |
| 37 | 213,400 | 248,400 |
| 38 | 214,000 | 249,000 |
| 39 | 214,600 | 249,600 |
| 40 | 215,200 | 250,200 |

| | | |
|----|---------|---------|
| 41 | 215,800 | 250,800 |
|----|---------|---------|

備考

- (1) この表は、ドクターズアシスタントA、ドクターズアシスタントB及び健診事務に適用する。
- (2) ドクターアシスタント及び健診事務の職務の分類の基準となるべき、各職務の級における標準的な職務の内容は、下表に定めるとおりとする。

| 職務の区分 | 標準的な職務の内容 |
|-------|-----------------------|
| 1級 | ドクターズアシスタントBの職務 |
| 2級 | ドクターズアシスタントA又は健診事務の職務 |

別表第4

診療情報管理士給料表

| 号給 | 月額 |
|----|---------|
| 1 | 200,000 |
| 2 | 200,700 |
| 3 | 201,400 |
| 4 | 202,100 |
| 5 | 202,800 |
| 6 | 203,500 |
| 7 | 204,200 |
| 8 | 204,900 |
| 9 | 205,600 |
| 10 | 206,300 |
| 11 | 207,000 |
| 12 | 207,700 |
| 13 | 208,400 |
| 14 | 209,100 |
| 15 | 209,800 |
| 16 | 210,500 |
| 17 | 211,200 |
| 18 | 211,900 |
| 19 | 212,600 |
| 20 | 213,200 |
| 21 | 213,800 |
| 22 | 214,400 |

| | |
|----|---------|
| 23 | 215,000 |
| 24 | 215,600 |
| 25 | 216,200 |
| 26 | 216,800 |
| 27 | 217,400 |
| 28 | 218,000 |
| 29 | 218,600 |
| 30 | 219,200 |
| 31 | 219,800 |
| 32 | 220,400 |
| 33 | 221,000 |
| 34 | 221,600 |
| 35 | 222,200 |
| 36 | 222,800 |
| 37 | 223,400 |
| 38 | 224,000 |
| 39 | 224,600 |
| 40 | 225,200 |
| 41 | 225,800 |

備考：この表は、診療情報管理に適用する。